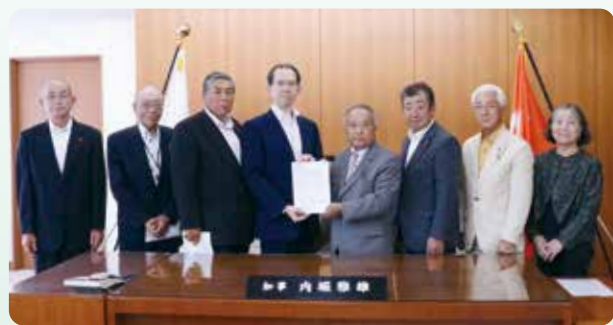


農業委員会だより

No.183

〒970-8026
いわき市平字堂根町4-8
TEL.0246(22)7534
FAX.0246(22)7538

編集・発行 いわき市農業委員会



令和元年8月26日(月)福島県庁において、県農業会議より内堀県知事に対し、「令和2年度農業施策に関する意見書」を提出しました。当農業委員会より草野会長が同行しました。

主な記事のご紹介

2ページ

● 研修会 (消費税関係)

3ページ

● 今号の表紙から
● がんばる農業者
あの人 この人
安島 美光さん(山田町)

4ページ

● 農地パトロール強化月間

5ページ

● 農地流動化情報
● 耕作放棄地対策

6ページ

● 地区だより
● トピックス



消費税改正に関する 研修会を実施しました

令和元年10月1日から施行される消費税改正に関する研修会を実施しました。

日時：令和元年7月17日(水)
令和元年7月25日(木)
講師：税理士 木幡仁一氏(農業委員)

10月1日施行の消費税法改正においては、大きく次の2つがポイントになります。

- ① 税率の引き上げ(10%)及び軽減税率の導入
- ② 仕入税額控除の見直し

① 税率の引き上げ(10%)及び軽減税率の導入については、自分の取扱う農産物等が軽減税率の対象かどうか知ることが重要です。軽減税率の対象は、「飲食料品(酒類及び外食を除く)」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」です。対象品目の例については、下記の表をご覧ください。

② 仕入税額控除の見直しについては、



詳しくは、農林水産省のホームページに、農業者向けの資料が掲載されていますので、ご覧ください。

適格請求書等保存方式(インボイス)

令和5年10月以降

区分記載請求書等保存方式

令和元年10月～令和5年9月

10月以降は「8%と10%の区分記載請求書」の作成が求められます。さらに、令和3年10月にはインボイス方式への移行(令和5年10月1日から)に備えることが求められます。

軽減税率(8%適用)の対象品目(例)

まず、免税事業者の方も含めて、自分の取扱う農産物等が軽減税率の対象かどうか知ることが重要です。軽減税率の対象は、「飲食料品(酒類及び外食を除く)」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」です。

- 軽減税率(8%適用)
- ・米 ・酒米 ・野菜 ・果物
 - ・花(食用) ・製菓材料の種子
 - ・食肉
 - ・農家レストランの弁当の「持ち帰り販売」
 - ・送料(農産物価格に含まれている場合)
 - ・包装代(農産物価格に含まれている場合)
 - ・いちご狩りで採ったいちごを土産用に販売

- 標準税率(10%適用)
- ・飼料用米 ・種もみ ・日本酒
 - ・花(観賞用) ・栽培用の種子 ・苗木
 - ・肉用牛などの生きた家畜
 - ・農家レストラン内での飲食(外食)
 - ・ケータリング(相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供)
 - ・送料(農産物と別に請求する場合)
 - ・包装代(農産物と別に請求する場合)
 - ・いちご狩りの入園料 ・販売等手数料

今号の表紙から

今月の表紙は、渡辺町の観音堂境内にそびえる2本の巨木、「天然記念物 中釜戸のシダレモミジ」です。

このシダレモミジはイロハカエデが突然変異したもので、2本ともに樹幹がねじれ曲がっており、各所にコブをつくり、樹冠は傘状に広がっています。傘の広がり、樹高は東西約10m、南北約2mほどで、樹高6.8m、根回り2.75m、胸高直径1.1mです。野生のものか、お堂の脇に植栽されたものかは明らかではありませんが、自然に創られた捻転の様子が植物生態学的、遺伝学的に貴重とされ、稀少な樹木であることから、昭和12年に国の天然記念物に指定されています。

上部から徐々に、オレンジから赤のグラデーションを描きながら染まり、色の変化も楽しめるこの時期に合わせ、渡辺地区まちづくり推進会では、「わたなべ・やまなみウオーク」を開催しています。町内の名所や神社仏閣の歴史に触れ、俳句を詠むなどして、深まる秋を楽しみながら散策してはいかがでしょうか。

(撮影・執筆 遠藤重和 委員)

がんばる農業者 あの人この人

おいしさを求めて 有機栽培米



あじま農園

あじま よしみつ
代表 **安島 美光さん** (64歳) 山田町 林崎

写真 淳司さん(左)、美光さん(右)

今回は、「どうせ作るなら一番おいしい物を作りたい」と水稲の有機栽培をしている、山田町の安島美光さんをご紹介します。

安島さんは、元々は兼業農家でした。専業農家としてやりたいとの思いを実現するために56歳で会社を辞め、平成24年から専業農家の道を歩み始め現在に至っています。

有機栽培については若い頃から独学で研究をしており、まだ兼業農家だった平成22年に福島県から「有機農産物の生産工程管理者」と認証され

ました。

専業農家になった最初の年は1ヘクタールの有機栽培で始めました。その後、徐々に耕作面積を増やし、現在では16ヘクタールの経営面積の内4ヘクタールで有機栽培を行っています。

平成28年には、出品数・規模ともに国内外最大のコンクールである「第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」で、金賞に次ぐ特別優秀賞を受賞。輝かしい実績にもかかわらず「まだ金賞があるからね」と謙虚に語る美光さん。「金賞を目的とするので

はなく仕事の励みとして目指しています」と話していました。

平成30年「第12回あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテストin庄内」では、優良金賞を受賞しています。

また、平成30年3月にはJGAP認証を取得するなど、水稲の有機栽培・品質向上に取り組み美光さんですが、他に「山田地区ほ場整備組合」の事務局長も務めるなど、精力的に活動しています。次世代のためにとの強い思いからです。

真摯に農業に向き合ってきた美光さんにこの春、嬉しいことがありました。次男の淳司さん(36歳)が後継者として戻ってきたのです。

多忙な日々が少しは緩和されるかな、と話す美光さんの頬が緩んでいました。



あじま農園看板

(撮影・執筆

蛭田元起

編集委員長)

農地パトロール強化月間(8月~11月)実施中!

8月21日(水)、小雨がちゅうくちゅうの空模様の中、今年度最初の農地パトロール強化月間における現地調査を小川・四倉・久之浜・大久地区で実施し、農業委員の松本英人委員・岡田光男委員、農地利用最適化推進委員の愛川卓司委員・佐藤智春委員の4名が、地区内の農地を確認しました。

また、8月28日(水)には、農業委員の箱崎寿正委員・新妻信夫委員、農地利用最適化推進委員の木村茂委員・菅野泰二委員が平地区で現地調査を実施しました。

農地の適正利用に向けて、これからも現地調査を進めていきます。



現地調査

農地は、食糧生産の重要な資源です。農地の遊休化(耕作の放棄)は、農地利用集積に支障をきたすだけでなく、周辺への病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど、農業振興に影響があるほか、ごみの不法投棄、火災発生の原因となるなど生活環境への悪影響も考えられます。

農地パトロール強化月間の現地調査では、次の6点について、農業委員と農地利用最適化推進委員が調査を行っています。

- ① 新規就農者及び法人の営農状況
 - ② 転用行為の進捗状況
 - ③ 違反転用の状況
 - ④ 営農型太陽光下の営農状況
 - ⑤ 荒廃農地の非農地判断
 - ⑥ 土地改良の実施状況
- 今年度は、市内を6回に分けて10月までの期間で調査を実施します。
- 農地に立ち入る場合がありますので、ご協力をお願いします。

広報活動

農地パトロール強化月間の期間は、現地調査時に広報車で広報用音源を流す場合があります。

また、市ホームページでも、現地調査の模様をお知らせしていますので、ご覧ください。



農地流動化情報 Vol.42

農業委員会では、耕作を目的とする農地情報の収集・提供を行っています。売買・貸借等の意向がある方は、是非ご相談下さい。

売りたい	No.	農地の所在地	地目	面積(a)
	1	平赤井字四の町 (1筆)	田	30.00
	2	平上平窪字上岡 (1筆)	田	18.62
	3	平上平窪字上岡 (1筆)	畑	13.70
	4	平上高久字塩崎 (3筆)	田	22.84
	5	平上高久字宮田 (1筆)	田	9.91
	6	平上高久字若柳 (1筆)	田	9.91
	7	平上高久字徳万坊 (2筆)	田	22.37
	8	平上山口字反返 (1筆)	畑	8.33

貸したい	No.	農地の所在地	地目	面積(a)
	1	平泉崎字夫料町 (2筆)	田	20.06
	2	平泉崎字上百目木 (1筆)	田	10.21
	3	平泉崎字馬場 (1筆)	田	7.95
	4	平泉崎字集 (1筆)	田	9.93
	5	平泉崎字岸前 (3筆)	田	24.72
	6	平泉崎字北川 (4筆)	田	15.38
	7	平泉崎字花町 (1筆)	田	10.06
	8	平泉崎字川端 (1筆)	田	5.27

上に記載されている農地の詳細は、右記へお問い合わせください。



お問い合わせ 農地調査係 ☎(22)7574

去る8月27日(火)、福島市の杉妻会館において、第60回県農業賞表彰式が行われ、いわき市からは農事組合法人大野水耕生産組合(大和田正幸代表理事)が第60回記念特別賞を受賞しました。

県農業賞表彰



「遊休農地等保全対策支援事業」の活用で少しでも遊休農地の解消を図れるよう事業を推進していきます。

耕作放棄地解消に向けた取り組み

市耕作放棄地対策協議会(会長・草野庄一市農業委員長)は、市農業委員会・福島県いわき農林事務所・市農林水産部・福島さくら農業協同組合・福島県農業共済組合・福島県土地改良事業団体連合会・市認定農業者協議会を構成員として、遊休農地の解消と環境保全を目的に活動を進めています。

本年度は、県の「遊休農地等保全対策支援事業」を採択し、取組みを推進することとしました。市には、1,987ヘクタール(2015年農林業センサス)以上の遊休農地があるとされ、対策が急がれています。

遊休農地の発生は、農業生産効率を低下させるばかりでなく、地域活性化を阻害する要因となっており、その発生防止と再生利用は農業振興を図る上で重要な課題となっています。

令和元年度 東北・北海道ブロック 農業委員会女性委員 研修会に出席

去る8月22日(木)、宮城県仙台市で行われた研修会に参加して参りました。

当日は、東北・北海道で活動する215名の女性委員が参加し、「農業委員会の現場活動で女性委員の活躍推進」をテーマとして講師の方々の貴重なお話を拝聴いたしました。

地域の話し合いを円滑に進めるための、「伝わる」声・話し方の重要性を学びました。また、農業者年金で老後に備えることの必要性についても再確認することができた有意義な研修会でした。



執筆 木田テイ子農業委員
撮影 蛭田壽子推進委員

トピックス

農青連活動の一環であるバケツ稲を紹介します。

今年、市内15カ所で約500個実施したそうです。

その中の一つ平窪支部では、5月25日に下平窪東子供会の親子50名で実施しました。

最初に土づくりです。配られたバケツに土を入れます。それから、水を入れながら土をこねていくのですが、このあたりから、静かだった子供達が大はしゃぎ、泥だらけになりながら楽しそうに作業していました。

初めて苗に触った子供達が多く、興味深々で苗を植えていました。

秋には、稲コンクールを実施して順位を競うとか!!

立派な稲に成長する事を願うと共に、少しでも米作りに興味を持ってもらえたらいいなと思いました。



(撮影・執筆 鈴木 義直 委員)

編集委員

- 蛭田元起委員長・蛭田秀史副委員長
- 遠藤重和・鈴木義直・草野久仁昭
- 箱崎寿正・和田正人

標高約650mの芝山のすそ野に広がる50ヘクタールの広大な牧野でのんびり草を食べる牛馬を見ると、しばし日常生活を忘れリフレッシュできますので、お勧めです。

また、川前町でも同様に、市営荻牧野が平成30年から全面開放しており、牛がのびのびと過ごしています。

(執筆 草野久仁昭 委員)

今回、北部地区からは原発事故により利用自粛となっていた三和町にある市営芝山牧野の利用再開の取り組みについてご紹介いたします。

芝山牧野は急傾斜地、石礫地などのため、通常の耕うんによる草地更新が困難でした。そのため、傾斜草地除染実証モデルとして、いわき市畜産団体連絡協議会、農業・食品産業技術総合研究機構が協力し、国内で初めて無線トラクタによる放射線物質の吸収抑制対策のモデル実証や工法の検討を行いました。土壌改良剤散布、耕うん、播種、鎮圧の工程を経て、平成28年より全面開放しています。



STOP! 農地の違反転用

知らずにやっていませんか?

農地を住宅、駐車場などの農地以外の用途に使用する際には、農業委員会の許可(市街化区域は届出)が必要です。

手続きをせずに転用すると農地法違反になり、工事の中止や原状回復が必要になることがあります。3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられる場合もあります。

転用をお考えの方は、まずはお近くの農業委員または、農業委員会事務局へご相談ください。

(執筆 蛭田秀史 副編集委員長)

今年、梅雨が明けると突然の猛暑やゲリラ豪雨。異常気象と言われる気象が目に見えて増加していると感じられます。地球温暖化に懐疑的な見方もありますが、日本も亜熱帯気候になりつつある事、「異常気象」が「通常」になりつつある事を考えますと、これからの農業も気候条件にあった対策をしていかなければいけないのかな、と思います。

編集後記



今年、梅雨が明けると突然の猛暑やゲリラ豪雨。異常気象と言われる気象が目に見えて増加していると感じられます。地球温暖化に懐疑的な見方もありますが、日本も亜熱帯気候になりつつある事、「異常気象」が「通常」になりつつある事を考えますと、これからの農業も気候条件にあった対策をしていかなければいけないのかな、と思います。